

## 取消しの効果 宅建 H29-02-4 &lt;&lt;#476&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

AがBに丁土地を売却したが、AがBの強迫を理由に売買契約を取り消した場合、丁土地の所有権はAに復帰し、**初めからBに移転しなかったことになる。**

【答え】 正しい

&lt;&lt;ポイント&gt;&gt; 取消しの効果

**取り消された行為は、初めから無効**であったものとみなす。（民法 121 条）

&lt;&lt;補講&gt;&gt; 原状回復の義務

**無効な行為**に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を**原状に復させる義務を負う**。（民法 121 条の 2 第 1 項）

⇒ 「**無効な行為**」には、取り消すことができる行為が**取り消されたことにより無効**とされる場合も含む

